

広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第五十一号

広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則

(広島県税規則の一部改正)

第一条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。
第六十九条を第六十九条の二とし、第五十七条の四から第六十九条の二までを次のように改める。

第五十七条の四から第六十九条の二まで 削除

附則第四条第六項中「第四十条の六第十七項第二号」を「第四十条の六第十六項第二号」に改め、同条第九項中「第七十条の四第二十二項」を「第七十条の四第二十六項」に改め、同条第十項中「第七十条の七第二項」を「第七十条の八第二項」に改め、同条第十一項中「附則第十条第十二項の規定によって」を「附則第十条第十三項の規定により」に改める。

附則別記様式第五号中「第40条の6第17項第2号」を「第40条の6第16項第2号」に改める。

附則別記様式第七号の注)中「第70条の7第1項」を「第70条の8第1項」に改める。
附則別記様式第八号中「第70条の4第22項」を「第70条の4第26項」に改める。

附則別記様式第九号中「第70条の7第2項」を「第70条の8第2項」に改める。

附則別記様式第十号中「附則第10条第12項」を「附則第10条第13項」に改める。

別記様式第四十八号の十五及び別記様式第四十八号の十六の二中「農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に改める。

別記様式第四十八号の十七の二中「第2条第7項第1号」を「第2条第3項第1号」に改める。

別記様式第四十八号の二十八及び別記様式第四十八号の二十九の二中「農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に改める。

別記様式第四十八号の三十一中「第2条第7項第1号」を「第2条第3項第1号」に改める。

別記様式第五十一号の十二及び別記様式第五十一号の十三の二中「農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に改める。

別記様式第五十一号の十五中「第2条第7項第1号」を「第2条第3項第1号」に改める。

別記様式第八十五号の十を別記様式第八十五号の三十四とし、別記様式第八十五号の一の八から別記様式第八十五号の三十四までを次のように改める。

様式第85号の1の8から様式第85号の34まで 削除

(広島県税事務取扱規則の一部改正)

第二条 広島県税事務取扱規則(昭和三十五年広島県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四十二号の九及び別記様式第四十二号の十の二中「農産保有合理化法人」を「農産保有合理化法人等」に改める。
別記様式第四十二号の十二中「第2条第7項第1号」を「第2条第3項第1号」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号)附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。
(旧様式による用紙に関する経過措置)
- 2 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。